

東京2020大会期間中における広報業務委託
一般競争入札公告

東京2020大会期間中における広報業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和3年5月25日

2020オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ 2019埼玉県推進委員会
会長 大野 元裕

1 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

東京2020大会期間中における広報業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

仕様書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年10月29日まで

(4) 入札方法

本件入札は、入札書を使用して行う。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「電算業務」又は「催物等」に係る入札に参加できる資格のA、B等級の者、またはこれと同等の要件を満たす者であること。
- (5) 過去5年（起算日は公告日）の間に本事業と種類をほぼ同じくする広報業務委託の契約を締結し、誠実に履行した実績を有するものであること。

3 受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和3年5月25日（火）	公告
令和3年5月28日（金）16時	質問書受付期限
令和3年6月1日（火）17時	質問書に対する回答
令和3年6月2日（水）16時	競争入札参加資格確認申請書提出期限
令和3年6月4日（金）17時	競争入札参加資格確認結果通知発行
令和3年6月8日（火）13時	入札
令和3年6月8日（火）	受注者決定・契約締結

4 仕様書の入手方法及び質問に関する事項

(1) 入手方法

埼玉県オリンピック・パラリンピック課のホームページの最新情報からダウンロードすること。

(URL) <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0308/index.html>

(2) 質問に関する事項

仕様書に対する質問がある場合は、質問書（様式2）を電子メール又はファクシミリで、次のとおり提出すること。

ア 質問受付期間

令和3年5月28日（金）16時まで

イ 提出先

12（2）のとおり

ウ 質問に対する回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、令和3年6月1日（火）17時までに埼玉県オリンピック・パラリンピック課のホームページに掲出する。

5 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、以下により「一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）」を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、当業務の入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合や、この確認のため追加資料を求められたときは、これに応じなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出期限

令和3年6月2日（水）16時

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出する。

(3) 提出先

12（2）のとおり

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

電子メール等により令和3年6月4日(金)17時までに入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)を送付する。なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

6 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所

埼玉県庁 本庁舎1階 県民生活部会議室(さいたま市浦和区高砂3-15-1)

(2) 日時

令和3年6月8日(火)13時から

7 入札保証金

別紙1「入札保証金について」のとおり

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 記載事項の訂正がされたもの

イ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

ウ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

エ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(7) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 落札者の決定等

(1) 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(2) (1)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(4) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は1回とする。

(5) 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 再度入札しても、なお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から希望する者に告知し、随意契約（折衝見積）の方法により契約を締結する。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方になることはできない。

10 一般競争入札の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、一般競争入札を停止、中止又は取り消すことがある。

11 契約締結の見送り

受注者決定の後、緊急等やむを得ない理由等により、委託契約を締結することができないと認められる場合は、契約の締結を見送ることがある。

12 契約保証金

別紙2「契約保証金について」のとおり

13 契約書の作成

(1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(2) 契約は、推進委員会会長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

14 その他

(1) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件の業務委託に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 本件業務委託に関する担当窓口

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県 県民生活部 オリンピック・パラリンピック課 気運醸成担当

電話 048-830-2892

FAX 048-830-4756

E-Mail a2880-02@pref.saitama.lg.jp

入札保証金について

(入札保証金)

- 1 入札参加者は、後記 8、9 又は 10 により入札保証金を免除される場合を除き、入札までに、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、推進委員会に納付、又は提供しなければならない。

(入札保証金の額)

- 2 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。

(入札保証金の納付)

- 3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合には、推進委員会が指定する口座に、入札保証金相当額（前記 2 の額）を納付するものとする。納付後は、当該「振込明細」の写しを令和 3 年 6 月 7 日（月）17 時までにメール又はファクシミリで提出し、電話で着信確認を行うこと。

(入札保証金に代える担保の提供)

- 4 入札参加者は、入札保証金に代える担保を提供する場合には、推進委員会が発行する「保管有価証券納付書」（様式 5（1））に必要事項を記入の上、当該担保を令和 3 年 6 月 7 日（月）17 時までに提出するものとする。推進委員会は、当該担保と引換えに「保管有価証券受領書」（様式 5（2））を交付する。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

種類	価値
国債及び地方債（利付国債又は埼玉県債に限る。）	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額の 8 割に相当する金額）
銀行等が振出し又は支払保証した小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書した手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額（銀行等の質権設定に係る承諾を証する確定日付のある書面の提出が必要）

(入札保証金等の還付)

- 5 推進委員会は、入札終了後、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。
- (1) 前記 3 により入札保証金を納付している場合には、当該「振込明細」（写しでも可）を添付した「入札保証金還付請求書」（様式 4）により還付する。
- (2) 前記 4 により担保を提供している場合には、「保管有価証券受領書」（様式 5（2））を添付した「保管有価証券還付請求書」（様式 5（3））により還付する。

(落札者が契約を締結しない場合の入札保証金等の帰属)

- 6 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときには推進委員会に帰属する。

(契約保証金への充当)

- 7 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当するものとする。

(保険契約に基づく入札保証金の免除)

- 8 財務規則第93条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間で推進委員会を被保険者とする入札保証保険契約(定額てん補方式に限る。)を締結する入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、「保証保険証書納付書」(様式6(1))に必要な事項を記入の上、令和3年6月2日(水)16時までに当該保険証券(原本)を提出しなければならない。

この場合、契約の相手方が決定したときは、当該「保証保険証書受領書」(様式6(2))を添付した「保証保険証還付請求書」(様式6(3))により当該保険証書を還付する。

なお、当該保険証券記載の保証金額が入札保証金相当額(前記2の額)に達しないときは、当該入札は無効となる。

(契約保証に基づく入札保証金の免除)

- 9 埼玉県財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした入札参加者等が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、令和3年6月2日(水)16時までに、当該事項を証明する書類を提出すること。

(国等との契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 10 「2020オリンピック・パラリンピック/ラグビーワールドカップ2019埼玉県推進委員会における契約保証金及び入札保証金の納付免除に係る取り扱いについて」に基づき、国又は地方公共団体、推進委員会又は推進委員会と同様に主たる構成員が地方公共団体である団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した競争入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、「入札保証金及び契約保証金の免除に係る契約の履行実績書」(様式3)に必要な書類を添え、令和3年6月2日(水)16時までに提出しなければならない。

契約保証金について

(契約保証金)

- 1 契約の相手方は、後記 7 又は 8 により契約保証金を免除される場合を除いては、指定する日までに、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、推進委員会に納付しなければならない。

(契約保証金の額)

- 2 契約保証金の額は、入札書に入力した入札金額に 100 分の 110 及び契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。

【算式】（入札金額×1.1×0.1）以上

(契約保証金の納付)

- 3 契約の相手方は、契約保証金を納付する場合には、推進委員会が指定する口座に、契約保証金相当額（前記 2 の額）を納付するものとする。

納付後は、当該「振込明細」の写しを、契約締結後速やかに提出すること。

(契約保証金に代える担保の提供)

- 4 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、推進委員会が発行する「保管有価証券納付書」（様式 8（1））に必要事項を記入の上、当該担保を契約締結後速やかに提出するものとする。埼玉県は、当該担保と引換えに「保管有価証券受領書（様式 8（2））」を交付する。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

種類	価値
国債及び地方債（利付国債又は埼玉県債に限る。）	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額の 8 割に相当する金額）
銀行等が振出し又は支払保証した小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書した手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額（銀行等の質権設定に係る承諾を証する確定日付のある書面の提出が必要）

(契約保証金等の還付)

- 5 推進委員会は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金等を返還する事由が生じたときには、契約の相手方に対して、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。

(1) 前記 3 により契約保証金を納付している場合には、当該「振込明細」（写しでも可）を添

付した「契約保証金還付請求書」（様式7）により還付する。

(2) 前記4により担保を提供している場合には、「保管有価証券受領書」（様式8（2））を添付した「保管有価証券還付請求書」（様式8（3））により還付する。

ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金等は推進委員会に帰属する。

(契約不履行の場合の契約保証金の帰属)

6 契約の相手方が契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金等は推進委員会に帰属する。

(保険契約に基づく契約保証金の免除)

7 財務規則第81条第2項第1号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保険契約（定額てん補方式に限る。）を締結し、「保証保険証書納付書」（様式9（1））に必要事項を記入の上、当該保険証券（原本）を提出した場合には、推進委員会は契約保証金の納付を免除する。

この場合、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときは、当該「保証保険証書受領書」（様式9（2））を添付した「保証保険証書還付請求書」（様式9（3））によりこれを還付する。

(国等との契約履行実績に基づく契約保証金の免除)

8 「2020オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ2019埼玉県推進委員会における契約保証金及び入札保証金の納付免除に係る取り扱いについて」に基づき、国又は地方公共団体、推進委員会又は推進委員会と同様に主たる構成員が地方公共団体である団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合に、「入札保証金及び契約保証金の免除に係る契約の履行実績書」（様式3）に添付した資料が提出済みの場合は、その提出を省略できるものとする。